

# 日刊建設産業新聞

外国人就労者受入へ初会合

## 会長に水町東大教授

### 特定監理8団体参画し情報共有

適正監理推進協議会



国土交通省は15日、外国人建設就労者受入事業を適正に進めるため、受入れの斡旋や受入企業への監査を行う特定監理団体、有識者、建設業団体、

関係省庁から成る「適正監理推進協議会」の初会合を東京・霞が関の経済産業省別館で開催した。産業省別館で開催したII写真。事業実施状況の情報共有などを行う場として設置したもので、初会合では協議会の規約や会長を決めたほか、現在の状況なども確認した。協議会の会長には、労働法に詳しい水町勇一郎東京大学社会科学研究所教授が就任している。

次郎建設市場整備課長は、受入事業を進める上で「適正な監理」が重要であると指摘。現段階で「具体的な受入にはまだ至っていない状況だが、今後、受入が増える中で課題も出てくるため、協議会を通じて「皆様方と情報共有し、解決方法を考えていく」と述べ、そのための協力を協議会メンバーに求めた。

一方、水町教授は、建設業界における外国人労働者の適切な受入れが、今の現場の問題だけにとどまらないことを指摘。受入事業自体は限定的措置であっても「中長期的に見ると、今回の措置を踏まえ、受入がどのように進んでいくか重要な課題になってくる」と将来を展望した。

協議会は、外国人就労者が建設現場で適正に活動する上で、必要な事項を協議することや連絡調整を行うことを目的とした組織。特定監理団体は、必ず参加しなければならぬ。今回、特定監理団体に認定された8団体すべてが、協議会メンバーに加わった。開催ベースは年1〜2回程度。第2回目の会合は、今秋を予定している。

この場を通じて、受入の実施状況や不正行為の情報など、各種情報を共有するほか、適正な監理を推進する上での課題についての意見交換、適正監理の徹底に向けた周知や啓発を行う。企業倒産や認定取り消しなどで、建設特定活動が継続できなくなった場合や転職を行う場合、必要に応じて特定監理団体への支援を同協議会が果たす。

今回決定した規約には、協議会の目的や役割、構成員などを定め、特定監理団体や元請企業団体が、協議会に報告すべき事項も盛り込んだ。今後、外国人就労者が集中する地域が出てきた場合に備え、「地方部会」を設置して対応できることも規定、ただし現段階で地方部会を置く予定はない。

外国人建設就労者受入事業は、五輪需要等に対応するため、21年3月末までの限定的措置で即戦力となる外国人材を活用する取組み。外国人技能実習制度をベースとし、建設分野で3年の実習を終えた技能実習修了者が、引き続き日本で働く場合、更に2年、帰国後1年以上が過ぎて再入国する場合、最大3年、日本で働くことができる。

外国人建設就労者受入事業は、五輪需要等に対応するため、21年3月末までの限定的措置で即戦力となる外国人材を活用する取組み。外国人技能実習制度をベースとし、建設分野で3年の実習を終えた技能実習修了者が、引き続き日本で働く場合、更に2年、帰国後1年以上が過ぎて再入国する場合、最大3年、日本で働くことができる。

外国人建設就労者受入事業は、五輪需要等に対応するため、21年3月末までの限定的措置で即戦力となる外国人材を活用する取組み。外国人技能実習制度をベースとし、建設分野で3年の実習を終えた技能実習修了者が、引き続き日本で働く場合、更に2年、帰国後1年以上が過ぎて再入国する場合、最大3年、日本で働くことができる。

外国人建設就労者受入事業は、五輪需要等に対応するため、21年3月末までの限定的措置で即戦力となる外国人材を活用する取組み。外国人技能実習制度をベースとし、建設分野で3年の実習を終えた技能実習修了者が、引き続き日本で働く場合、更に2年、帰国後1年以上が過ぎて再入国する場合、最大3年、日本で働くことができる。

外国人建設就労者受入事業は、五輪需要等に対応するため、21年3月末までの限定的措置で即戦力となる外国人材を活用する取組み。外国人技能実習制度をベースとし、建設分野で3年の実習を終えた技能実習修了者が、引き続き日本で働く場合、更に2年、帰国後1年以上が過ぎて再入国する場合、最大3年、日本で働くことができる。

- 〔特定監理団体〕エコプロジェクト協同組合
- ▽全国鉄筋工事業協会
- ▽建設業振興基金
- ▽国際人材育成機構
- ▽さぬき中央協同組合
- ▽日本・インドネシア経済協力事業協会
- ▽東京都建設事業協会
- 〔有識者〕水町勇一郎 東京大学社会科学研究所教授
- ▽小林信 全国中小企業団体中央会労働・人材政策本部長
- 〔業界団体〕日本建設業連合会
- ▽全国建設業協会
- ▽全国中小建設業協会
- ▽建設産業専門団体連合会
- ▽全国建設労働組合総連合
- 〔関係省庁〕国土交通省
- ▽法務省
- ▽厚生労働省
- ▽警視庁
- ▽外務省



外国人技能者の受け入れに備えて発足した協議会の初会合。15日、東京都内で

## 外国人受け入れ

# 適正監理協が発足

### 会長に東大 水町教授 情報共有、課題に対応

国土交通省は15日、「外国人建設就労者受け入れ事業」を適切に進めるため、関係省庁や建設業団体、受け入れ企業を

指導する特定監理団体、学識経験者で構成する「適正監理推進協議会」を発足させた。近く始まる技能者の受け入れに備え、課題に対応する枠組みを整えた。会長には水町勇一郎東大社会科学研

究所教授が就任した。

外国人建設就労者受け入れ事業は、過去に3年間、日本の建設現場で技能実習生として技術を学んだ外国人に特別の在留資格を与える新制度。15

2020年東京五輪に向けた一時的な建設需要の増大に対応する。

協議会では、受け入れ事業の進ちよく状況をメンバーで共有。受け入れ

企業の倒産・認定取り消しなどで就労の継続が困

難になったり、就労者が転職を希望したりするケースでは特定監理団体などを支援していく。

東京都千代田区の経済産業省別館で開かれた初会合では、国土省土地・建設産業局の屋敷次郎建設市場整備課長が「これから受け入れが始まり、さまざまな課題が出てくる可能性がある。協議会のメンバーで情報共有し、改善策を考えていきたい」とあいさつした。

この後、会長の選出や規約の決定が行われたほか、国土省から外国人の受け入れ人数の見通しなどが報告された。

受け入れ開始から半年に当たる今秋に2回目の会合を開く予定。年1〜2回のペースで協議会を開催していく。

これまでに認定された特定監理団体は10団体。受け入れ計画の認定申請件数も増えている。